平成２７年（フ）第２７７４号
東京都北区赤羽北１丁目18―１―306
債務者　五十嵐和正
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７７５号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地３―１―303
債務者　富田　　博
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７７９号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町31―502
債務者　眞邉　紀子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７８０号
東京都青梅市柚木町１丁目137―62
債務者　森田　英嗣
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７８７号
千葉県市川市菅野２丁目１―15―101
債務者　岩田　安展
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７９４号
千葉県浦安市富士見５丁目17―23―211
債務者　庄司　啓子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７９７号
千葉県習志野市東習志野２丁目18―44―202
債務者　佐藤　幸恵（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７９８号
埼玉県東松山市小松原町７―17―102
債務者　井上　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８０１号
東京都目黒区平町２丁目２―８―213
債務者　村田和香奈
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８０４号
東京都葛飾区奥戸２丁目38―11
債務者　小笠原玲子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８０６号
東京都江東区東陽３丁目22―２―508
債務者　山本　タケ
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１３号
埼玉県川越市大字久下戸１―１　川越久下戸団地４―309
債務者　藤田トキ子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８２３号
東京都足立区古千谷本町２丁目15―15―201
債務者　渡邉　啓史
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３１号
埼玉県川口市江戸１丁目２―１―303
債務者　丸重　　裕
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３２号
東京都江東区東雲１丁目９―18―419
債務者　橋本　秀夫
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３３号
埼玉県春日部市大枝135―７　武里団地５街区１棟501号
債務者　大島　紀子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部